

研究ノート：陳元賛の出自についての一試論 元賛焼双耳瓶の銘文と明代科挙制度を手がかりとして

学芸員（嘱託） 田中 恵美

キーワード：陳元賛の出生地 元賛焼双耳壺の性格 陳元賛の出身階層

1. はじめに

尾張藩初代藩主、徳川義直(1600/慶長5年 - 1650/慶安3年)に客分として迎えられた帰化明人、陳元賛(1587/万暦15年 - 1671/寛文11年)は当時の日本に中国文化を伝達する役割を果たし、様々な業績を残したことで知られる。特にやきものについては元賛焼を創始し、これが後の御深井焼に繋がったともいわれる。

しかし陳元賛の日本渡来以前の経歴については記録が乏しいこともあり、未だに出身地すら確定していない。出身地として挙げられる主な説は杭州説と福建説だが、陳元賛の事跡について総合的に論じた『陳元賛の研究』で小松原滄氏は浙江杭州の西郊にある余杭県(現・浙江省杭州市余杭区余杭鎮とその周辺地域)出身との説を唱えている。これは『昇庵詩話』に陳元賛自身が門人から西湖について質問され「曰僕余杭州人、極能識其景」と答えていること、陳元賛の別号「芝山」という地名が余杭県の北28里(約14km)に存在することなどから、日本人に分かりやすいように等の理由で、普段はより知名度の高い近郊の大都市である杭州出身と名乗っていたのではないか、という説である。しかし他資料との矛盾点があることも述べられている。

また、小松原氏は陳元賛の出自を科挙に合格できなかった知識人としている。しかしそれでは何故、中国文人としての高い教養を身につけていたのか、という疑問を呈する向きもあるだろう。

そこで小論では、まず当時の中国における知識階級とは、そもそもどのような存在であったかを整理してみる。さらに新しい文字資料として、愛知県美術館所蔵の木村コレクション中の元賛焼と思われる「双耳瓶」銘を取り上げたい。これは陳元賛の名前と地名が一緒に記された、貴重な資料だからである。これらを手掛かりに、陳元賛が元来どのような出自の人物だったのか、今後の研究の一助として推察を述べてみたい。

2. 銘文の地名について

第1図は愛知県美術館所蔵の元賛焼と思われる「双耳瓶」の背面である。この銘文は釉薬下に書かれており、次のように読める。

大明■林縣武林既白山大呂
陳元賛 頓首

中国で姓名の前にこのように地名が書かれていれば、通常それは出身地である。つまり明国の■林県にある武林という所の出身、という意味になる。前近代中国で姓名と一緒に出身地を綴るのはごく一般的なことだが、私文書などであれば県名だけ記すなど、簡単に済ますことも多い。これは大明から始めて県の下まで順に綴っているのだから、名乗り方としては丁寧である。なお、大の前に○が描かれているが、同じような○が正面側では耳の横に描かれ、丁度3つで正三角形をなすような位置関係になっているので、銘文に含まれるものではないだろう。

さらに既白山は陳元賛の号であり、大呂には陰暦12月という意味がある。頓首とは一種の上下座で、額を地面に打ちつける礼のことだが、手紙の末尾に記す敬語、つまり結語としても用いられる。相手が目上の時には割と一般的に使われる語で、年上の友人への手紙でも使える結語である。よってこの銘文には出身地・号・日時・姓名・結語が順に記されていると思われ、まるで書画の賛や手紙の末尾のような体裁をしていることがわかる。

そのため、この瓶は陳元賛が私用に供するためのものではなく、他者に送るためのものとして作られたと考えられる。それも丁寧な名乗り方から、何か特別な機会に合わせて用意されたか、送る相手が目上の可能性が高い。となるとこの瓶を送られた相手としては、製作当時の尾張藩主やその親族、神社仏閣などの宗教施設あたりが相応しいが、記録が伴わないので推測の域を出ない。ただし、日時に年は書かれていないこと、号と姓名が続けて書かれていないことなどは、少々奇妙に感じられる。

なおこの瓶の表側には、大きな○の中に易と書かれているのだが、易にはあらたまる、やさしい、治める、あなどる、ヤモリ、など全く異なる多くの意味がある。○を円周と見立てて『周易』(五経の一つ『易経』の別名)などという深読みも不可能ではないが、この瓶が置かれていた状況や装飾の意匠¹¹⁾がまだ判然としないので、ここでは論じない。

さて、地名部分で問題なのは3文字目だが、これは殆ど読むのは不可能で、そもそも1文字なのか2文字なのかすら判然としない。楷書で他の字が比較的はっきりと読める分、わざと読みにくく書いたのではないかと思えるほどである。そこで『明史』地理志に載る明代の県名で、明末まで存在した「○林県」という地名を列挙すると、次のようになる。

①林県—現・河南省安陽市林州市。省北部に位置し河北省、山西省に接する。

②上林県—現・広西チワン族自治区南寧市上林県。自治区の中央部に位置する。

またこの他に、陳元賛が生まれる万暦年間(1573~1620)以前に統廃合された県も挙げると次のようになる。

③長林県—明初の1376年(洪武9年)4月に荊門州に編入される。現・湖北省荊門市。省の中部に位置する。

④武林県—広西チワン族自治区尚武州の東にあったが、永楽年間(1403-1424)の初めに州の北の富勞県に編入され、後に富勞県も廃された。尚武州は現・広西チワン族自治区崇左市天等県向都鎮を中心とする地域。自治区南西部に位置し、ベトナム国境まで40kmほどである。

⑤楊林県—雲南省嵩明州の東南にあった。1481年(成化17年)10月に廃止。現・雲南省昆明市嵩明県楊林鎮あたり。

ちなみにこれらの県の他に台湾には雲林県があるが、設置されたのは清朝になってからである。このように、陳元賛の出身地と言われる地域とはかけ離れた場所が多いばかりか、どの県名の1文字目も銘文の判読不明の文字と形が似ていない。他の文字が楷書なので、3文字目だけがくずし字ということも無いだろう。もし陳元賛本人がこの銘文を書いたとするとそれこそ、わざと判読不明に書いたことになってしまうが、おそらくは別人の書、つまり実際に元賛焼を製作した陶工が手本を見ながら書いた、と解釈するほうが自然である。そして焼成後のチェックで誤字が指摘されて弾かれたため、本来の用途には使われず市井に流れたのではないだろうか。

では、銘文の書き手が文字に詳しくない陶工であると仮定すれば、他にも誤字をしている可能性もでてくる。となればまず疑わしいのは4文字目の「林」で、似た形の文字には杯、枕、枚、などが思い当たるが、これらの文字を2文字目に使った県名は二十四史に見当たらなかった。しかし「杭」ならば前述の余杭県の他に上杭県(現・福建省竜巖市上杭県。省南西部に位置し南は広東省に接する)も存在する。「余」の旧字体は「餘」なので、今まで出てきた文字の中では最も3文字目に形が似てはいる。

ただし、小松原氏が根拠とした、門人とのやりとりを載せた『昇庵詩話』も、陳元賛の没後20年も経ってから山辺松が校輯したものであるため、こちらも全て正しい漢文で書かれているとは限らない。筆者はまだ小松原氏の引用箇所を原典で確認していないが、おそらく氏は「曰く僕は余杭州の人なり」と読んだのだろう。しかし「僕」という呼称には謙譲やしもべという意味を含むことから、門人に対しての自称としては相応しくない。そのため当該箇所には「謂」を補い、僕を門人のことと見なして語順を換え「謂僕曰余杭州人(僕に謂ひて曰く「余は杭州の人なり」)」と読んだ方が意味が通る(原文は誤って「僕に曰く「余は杭州の人なり」」と読ませるか)。また、明代において州は県とは異なる行政単位であり(いずれも府の下)、しかも辺境地域に多く配置されるものであるから、明の出身者が県を州と言い換えるとは考えられないのである。

では■林県に続く武林についてであるが『明史』などの正史では県より下の単位の地名は殆ど確認できない。そのため詳細は各県志を確認する必要があるが、今回はそこまで調べきれないため、今後の課題としたい。

ちなみに、明末の地名は現代中国の地名にも割と残っているため、ひとまず現代の地図で調べてみると、武林という地名については、杭州市内では道路名などに使われている他、福建省漳州市南靖県に2ヶ所、広西チワン族自治区貴港市平南県に2ヶ所、同じく梧州市藤県に1ヶ所確認できる。また、武林の別称として挙げられる虎林という地名については、安徽省六安市金寨県にも1ヶ所あるが、これは小松原氏が陳元賛出身地としては間違いと指摘している、安徽省貴池県の西(現・安徽省池州市貴池区と安慶市の境界付近)に所在するものともまた異なる。ただ、杭州を除くといずれも■林県からは離れた場所に位置している。

よって現時点ではまだ、この銘文に記された通りの地名に該当する場所は明代の中国

では見当たらない。ただし誤字があると仮定した上で考察すれば、余杭県出身説の可能性が高くなる、といったあたりに落ち着く。

3. 明代の知識人とは

陳元賛の事跡を鑑みると、彼はほぼ間違いなく知識人・文化人を輩出する階層の出身であると思われる。しかし、どの程度の知識人であるかを考えるためには、そもそも明代の知識人とはどのようなものであるか確認する必要があるだろう。小松原氏は前掲書でこの点を全く整理しておらず、科挙に対する認識不足が伺われる。ただし、これ以降の内容は追究すると余りにも膨大になるので、宮崎市定氏の研究を踏まえて一通りをおさらいする程度に留めておく。

まず、中国において宋代以降の知識人階層は、ほぼ上大夫階と呼ばれる階層と一致する。士大夫とは、厳密には科挙に合格した高級官僚であり、同時に出身地方においては大地主であったり豪商であったりと、当時の支配階級を構成する存在だが、階層として考える場合、広くは士大夫になる可能性がある知識人全体を含む。つまり、まだ科挙に合格していない受験生や、かつて先祖に科挙合格者を出したが、ここ数世代は誰も合格していない知識人の家庭出身者も含む訳である。そのため明代の知識人を語るためには、何より最初に当時の科挙がどのような試験であったかを確認する必要がある。

ちなみに科挙には文官登用のための文科挙以外に、武官のための武科挙も存在するのだが、試験内容は武術の実技があるなど全く異なる。ただし、武科挙合格者(武進士)が軍事的に功績を残したという話は殆ど無く、大して出世もできず、そもそも官僚制度上で武官は文官より下に扱われているなど、武進士を支配階層である上大夫に数えることはない。この辺りは、日本では近世以降の知識人が主に武上から出てくるようになるのと根本的に異なることを理解しておく必要がある。

つまり、中国の知識人は武術どころか農作業のような肉体労働もしない。肉体労働の類は知識人のすることではない、とされるからである。そのため、まだ官僚になっていない者が生活の糧を得るには、元々生家が富豪で働く必要がない場合を除くと、自分より若い科挙受験生の家庭教師になったり、科挙受験に必要な勉強を教える私塾を開いたり、自分の書画を売ったりというような方法しかない。よって科挙に合格していない知識人というと、魯迅の『孔乙己』のような貧乏人のイメージが付きまとう。逆を言えばそこまで困窮しても、肉体労働で日銭を稼ぐようなことはしないのが普通なのである。日本で例えれば、公家がどんなに落ちぶれて貧乏をしても農作業をする姿など想像できないのと、感覚的には近いかもしれない。

なお、明代頃から「よい鉄は釘にしない、よい人は兵士にならない」という言い方が広まるという。これは明代では国家の軍隊制度がかなり破綻していることとも関係あるようだが、一般に武術が高尚なものと思われていないことの表れでもある。日本では今でも剣道など武道の道場主が地域の名士として扱われることが珍しくないのと、全く正反対である。要は武術の修練自体に人間修養の要素がある、という考え方がかつての中

国には殆ど無いのだ。これはどんな教養を身につければ立派な人物であると社会で見なされるのか、その条件の違いなのだが、ではこのような中国社会で武術を身につけた知識階層出身者がいたとなると、それは極めて稀な変わり者である。つまり、陳元賛が日本の何らかの古武術の源流となったとすると、それは例えば武術の開祖が公家の子弟、というくらいに違和感があることなのだ^{iv}。

4. 明代の科挙制度

では、人類史上最も難しい試験、と言われることもある科挙とはそもそもどのような試験であるのか。隋代に起源があるとされるが、高校の世界史教科書にも書かれるように試験段階が3段階になるのは宋初からであり(解試→省試→殿試。明代と呼称は異なる)、科挙が本来の目的を果たすようになるのもこの頃からである。その目的とは、出自に関係なく広く試験によって官僚となる人材を登用することであり、この制度が時代ごとの変更を加えながら清末まで続く。

それが明末の頃はどのような制度であったのか。3段階の試験は「郷試→会試→殿試」と進み、それぞれ出身地方の府、首都である北京の礼部貢院、紫禁城内の保和殿で受験する。特に最後の殿試では皇帝自らが試験官となり、受験者はその面前で試験を受ける。郷試合格者を挙人、殿試合格者を進士と呼び、この進士が後の国政を担う高級官僚となるのである。ちなみに、殿試では原則として落第者は出ず、成績順位が決まるだけであるが、この順位が官僚になってからの出世に影響してくる。つまり、会試合格者は必ず、殿試に合格できる。

こうしてみると2段階の試験に合格すれば進士になれるので、案外簡単に思えるかもしれないが、実はこの前段階の試験が存在する。それを学校試、別名童試といい、これも3段階の試験で構成されている。郷試は学校試に合格した者しか受験できないので、実際には明代に進士になるためには6段階の試験を経る必要がある。

では、学校試とは何かと言うと、県学や府学といった国立学校の生徒になるための試験である。この国立学校の生徒を生員、俗に秀才と呼び、明代以降の科挙の受験資格は生員だけが持つものであった。勿論、学校試自体は一部の賤業従事者やその親族を除けば誰でも受験できる。

なお、生員の中から何らかの形で選ばれて、首都北京にある国立学校・国子監の生徒になった者を貢生(学習義務なし)や監生(学習義務あり)という。どちらも挙人よりは下だが、一般の生員よりは格上の存在と見なされ、この段階から地方の知県(県長官)などになることも可能である。この2つの間では貢生の方が身分は上で、義務が無い分わざわざ北京まで行かずに地元に残ることが多い。この貢生だったとされるのが、水戸藩の徳川光圀(1625/寛永5年-1701/元禄13年)に迎えられた歸化明人、朱舜水(1600/万暦28年-1682/天和2年)である。

その学校試は「県試→府試→院試」と進められる。県試は県の試験場、府試と院試は県を管轄する行政単位である府の中央にある試験場で行う。ただし学校試は、院試不合

格者中の一部成績優秀者が次回の県試と府試を免除されることを除けば、最後の院試に合格して生員になれなければ最初の県試からやりなおしである。

ちなみに、学校試も科挙試も最後の殿試を除いて全て、数日をかけて行われる。特に郷試と会試はそれぞれ、2泊3日で試験場に泊りこんでの試験を3回繰り返す。試験場は一応個室だが、試験中は一切試験場から出られず、自炊せねばならず、その個室というのも3方が壁で仕切られているだけの狭い空間のことである。

なお、学校試を別名で童試と呼ぶのは、本来学校試の受験生は成人前の子供(数え15歳未満)を想定しているためで、受験生は全て童生と呼ばれる。しかし実際には成人した童生が数多くおり、老境に入っている者も珍しくない。その理由は一重に合格が困難だからである。陳元賛より一回り上の世代で貢生から福建寿寧県の知県になった馮夢竜(1574/万暦2年—1645/順治2年)による笑話集『笑府』には、童試会場の出口付近が騒がしいので、試験官が場内係に聞いたすと「童生が杖を取り合っている」と答えた、という話も載っている。つまり、杖が必要な年齢の童生が沢山いた、というオチであり、少し大げさかもしれないが、こういう類の笑話はあまり現実離れしていると笑えない。それでは科挙に合格するのが如何に難しいかは次節で述べる。

5. 科挙合格の難しさ

まず科挙の合格には経済的な問題がある。科挙は国家が行う試験だが、そのための教育制度は国家によっては全く調えられておらず、受験者は合格まで民間の私塾に通ったり、裕福であれば専任の家庭教師を雇って勉強する。なお、先に科挙の受験資格は国立学校の生徒である生員だけが持つと書いたが、この学校である県学や府学では講義の類は殆ど行われぬ。つまり自費で合格までの学費を工面する必要があるのだが、元々裕福な家の出身でなければ、殆ど生活費を稼ぐ手段を持たないまま、貧乏生活に耐えることになる。

そして何より、勉強量の半端ではない膨大さである。科挙の最終合格者は進士と呼ばれるが、これは元々複数あった科挙の科目名からきており、進士科は詩賦の作成によって合否を決するものだった。明代以降はかなり特別な例を除いて、科挙の科目は進士科だけになっている。しかしかつて存在した諸科目の内容もある程度吸収されていて、試験で課される科目は詩賦(決められた題や韻による詩の作成)・経義(儒教の聖典とされる四書五経の知識と解釈)・策論(歴史上の事件や政治に関する評論)の3つになっており、各段階の試験それぞれで決められた科目から規定の数の問題が出される。ならばその試験科目に対応するのに必要な勉強量がどの程度であるか、最も基本とされ、かつ具体的な数字を挙げやすい経義で説明する。

経義の試験に合格するには四書五経を暗記する必要がある。つまり9冊の書物を丸暗記する必要があるが、実際には内容の重複があるので7冊分でもよい。この7冊分の本文の文字数が43万字以上あり、この紀要と同じ体裁の本に仕立てると300pほど必要になる。しかしこの文字数には句読点を含んでおらず、改行も一切せずに漢字だけを

びっしり隙間無く並べて、ようやく 300p に収まるのだ。もし現代日本人が最低限読めるように、漢文を書き下し、句読点や改行を加えたとしても、内容はそのまま分量はこの数倍になる。しかも四書五経の文章は、例えば現代日本人が原文で『源氏物語』をそのまま読んでも意味が理解できないのと同じで、当時の中国人にとっても日常語とはかけ離れた古い文体であった。これだけの量の知識を、学問を開始するべきとされる数え 8 歳から、学校試に応じる数え 15 歳の前までに暗記しなければならない。

ただし、明代では四書五経のうち五経は選択科目になっている。5 冊のうち 1 冊を受験者が選択し、その 1 冊の中からしか問題が出ないので、負担はもう少し軽い。最も文字数が少ない『易経』を選択すると約 17 万字で済むが、実際にはこれに併せて古人の注釈なども暗記しなければ答案が作成できない。その注釈の量は本文より膨大である。ちなみに京都の藤井友鄰館には、時代不明だが四書五経の本文や注がびっしりと書き込まれた絹製の下着が所蔵されている。試験場に持ち込むカンニングペーパーとして作られたのではないかとされているが、これに書かれている文字数は約 70 万字だそうである。この上さらに作詩の練習や、策論のために歴史書なども大量に読みこなさなければ、科挙の問題に解答はできない。

要するに、明代の知識人というのは生員くらいになっていれば、この程度の内容は基礎教養として身につけているのである。陳元賛が万暦 13 年(1604)の科挙に応じた²¹⁾というのが事実であれば、つまり 10 代で生員になっていたことを意味し、ここまでは順調に試験に合格していたことになる。これほどの教養の持ち主が江戸初期の日本に渡来したら、それは大変な教養人が来たともてはやされて当然であろう。日本に寺子屋が普及し、式亭三馬の『浮世床』にも登場する、市井の町人に四書五経の素読を講釈する町の学者先生などが現れるのは、ずっと後の時代である。

なお、意外な点として書については科挙の合否には直接の関係がない。中国の文化人のたしなみとして琴棋書画と言われるが、書の芸術的良し悪しは科挙の合否に全く影響していない。それは科挙の試験官が受験者本人の書いた答案を見て採点することは無く、試験官が見るのは胥吏という役所の下級書記官がそっくり筆写した写しだからである。これは筆跡によってどの答案がどの受験者のものであるかを試験官が特定できないようにし、裏口合格を防ぐための措置である。そのため、むしろ写し間違いをされないように楷書できれいに文字を書けることが必要となる。これは科挙に要求される教養と、文化人としての教養が全く同じではない例の一つである。

また、もう一つの試験難易度の指標は合格率だろう。これは出身地が影響してくる。勿論、文化程度が高く、経済的に豊かで、人口が多い地域で受験するほど難易度が高い。全国最大の激戦区とされるのが南京を中心とした地域で、南京市街地の郷試受験会場(貢院といい常設の建物)も全国最大の規模を誇った²²⁾。しかし、より楽に合格できそうな地域に移住して受験することは認められていなかった。そのためにも、中国では出身地が重要視される。

なお、陳元賛の出身地といわれる杭州付近や福建省も激戦区に相当する。学校試の段階では宮崎市定氏の研究によれば、まず県試でその年の入学定員の 4 倍程度を採用し、

続く2回の試験で半分また半分にするそうである。仮に県試が競争率10倍だとすれば生員の合格率は2.5%で、旧制度の司法試験と同程度かやや低いくらいである。勿論、童生が増えればこの数字は簡単に1%台になる。続く郷試の合格率は1%程度とされるから、この仮定では挙人になれるのは童生4000人に1人ということになる。さらに、時代が下るほど競争率は高くなる傾向がある。その理由の一つとしては、国の人口が時代が下るにしたがって増えていくのとは関係なく、合格者数は殆ど変化していないことなどが挙げられる。そのため落第者など珍しくなかった。

小松原氏は陳元賛が初めての郷試に失敗したことを落胆し、それをきっかけに各地を流浪した果てに少林寺にたどり着いたのではないかと解釈しておられるが、これはまずあり得ない。もし1回の不合格で科挙をあきらめたら、むしろ最初から合格する気などなかったと考えるべきだろう。一般に科挙の進士に合格する平均年齢は30歳程度とされる。それを20代までに上位合格していれば、将来の大臣候補になる。つまり科挙は何度かの落第を経験した上で合格するのが普通であって、たった1回の不合格など周囲にも大して同情されないだろう。

ちなみに陳元賛の場合、もし余杭県出身であれば、受験のためには府試の段階から杭州に通うことになる。そのため、余杭県と杭州中心部は30kmくらい離れているが、実際に西湖も何度も見たことがあることになる。一方、福建省出身であれば物見遊山以外に杭州には特に行く理由が無いが、本気で科挙の試験勉強をしていたらそのような時間があるとも思えない。

なお、郷試に合格して挙人になると、これはもはや特権階級の仲間入りである。生員の段階から一部免税や刑法上の処罰の緩和などの特権が得られるが、挙人になれば天上の星に應ずるとまで言われるようになる。この段階での仕官もある程度出世も可能だが、特に仕官しなくても、元が貧乏生員であったとしても、ほぼ間違いなく富裕になれる。それは挙人にもなれば地元の名士として認められ、中央から派遣されてくる地方長官が行政運営のために協力を求めてくるなど、利権が生じてきたりするためである。実は明代以降の官僚は国からの給料などは名目だけで、実態は無給である。それでも富豪になれるのは、法律上の優遇や利権が大きいからで、官僚ほど割りのいい商売は無いとすら言われる。早い話が地方行政運営のためには、巨額の賄賂の存在が必要不可欠になっているのだ。

6. 陳元賛の出身について

以上のように科挙がどのようなものかを一通り確認してきたが、それでは陳元賛は中国知識人としてどの辺りの段階と考えるのが妥当だろうか。前述の通り、郷試に依ればその段階は生員であり、朱舜水とほぼ同程度とすることになる。ただ、陳元賛の来日頃はまだ明王朝は滅亡までに時間があり、もしも挙人になっていれば、その座をなげうってまで日本にやってくる動機が無い。では、本当に生員になっていたかだが、この根拠としてはもう一つ、陳元賛が日本で孔子を祀る聖堂の建立や儀式次第の制定に関

っていたらしいことを挙げる必要がある。

というのも生員の義務の一つに、孔子廟の祭礼(釈奠)などを含む、特定の式典への出席があるからだ。生員は儒教の学問を修めるので全員が孔子の弟子とみなされる。孔子廟での式典は県学への入学式や新任の地方官が赴任して来た時にも行われ、重要な意味を持っていた。そのため生員になっていれば、式次第などは覚えてしまえるのである。逆に生員になっていなければこういった式典に参列できず、式次第に詳しくなれる機会がない。

これらのことから、やはり陳元賛の出身は生員、と考えるのが妥当だと結論づけたい。また、同時に各地を流浪したり、武術を身につけたという経歴には疑問が生じる。30歳くらいまでは諦めずに、地元に残って科挙を受験し続けるのが普通の生員の姿であるためだ。流浪するにも方言の問題があり(例えば現代中国語でも共通語と上海語では全く会話不能)、交通や費用の問題もある。そもそも、運動の基礎が全くできていない知識人出身者が、短期間で武術を習得できるとは思えない。30歳を超えてしまつてどうとう落第続きの科挙への挑戦による立身出世を諦め、海外に賭けたという方がまだ納得できる来日の動機である。なお、杭州から寧波にかけては中世の日本人留学僧を始めとした日本人の足跡があるし、福建は海外貿易が盛んな地である。どちらが出身地だとしても、日本について見聞する機会がある点では共通している。

7. おわりに

陳元賛についての疑問は他にも山積しており、まず今回は結論に至らなかった出身地論争以外にも、代表的なところだけで、名前の読み方の疑問、元賛焼の製法の由来や署名についての疑問、本当に武術を修めていたのかという疑問などがある。今回はあえて小松原濤氏の研究を下敷きに、花瓶銘や明の史書や制度などを基に批判的に論じることになったが、より多くの元賛焼を始めとする資料を見ていけば、さらに多くのことが明らかにできるのではないと思われる。そのような具体例をきちんと例示し論考できるように次回の課題としたい。最後に、小論の作成にご協力をいただいた皆様、特に愛知県美術館の皆様へ感謝の辞を述べて今回は終わりとします。

参考文献

書籍

勝村哲也 他『アジア歴史研究入門 中国Ⅲ』同朋舎出版、1983年

小松原濤『陳元賛の研究』竜船堂、1962年

宮崎市定『宮崎市定全集 15 科挙』岩波書店、1993年

譚其驥 主編『中国歴史地図集 第7冊 元・明時期』地図出版社、1982年

ホームページ

『台湾中央研究院 漢籍電子文献 漢籍全文資料庫 免費版』

<http://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/ihp/hanji.htm> 最終閲覧日：2012年1月9日

『Google マップ-地図検索』<http://maps.google.co.jp/> 最終閲覧日：2012年1月9日

ⁱ 愛知県美術館所蔵、木村コレクション「華瓶」。登録番号 FA200300118000。コレクション番号 M1261。

ⁱⁱ 愛知県陶磁資料館ではこの双耳瓶を平成22年度に展示用に1年間借用しており、その際は元贗焼として展示した。

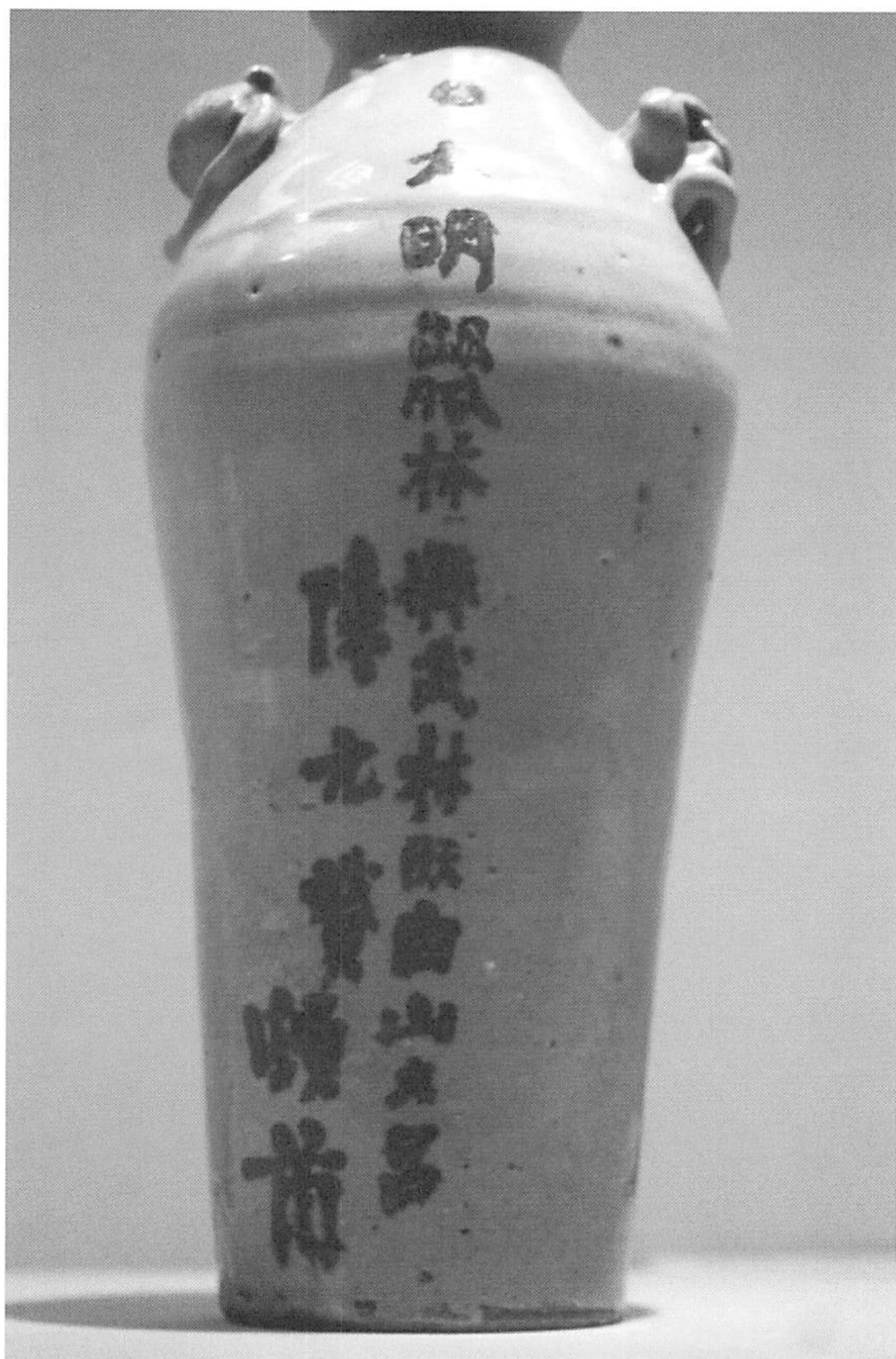
ⁱⁱⁱ 花瓶の耳に当たる位置2ヶ所に植物の装飾がある。四弁花のようだがよく見ると花卉に葉脈が走っており、茎が先端に行くほど細くなっているなど、むしろ植物の芽生えの様ようである。しかし花であれば雄蕊雌蕊が表現されるであろう中心部が溜まった埃で見えなかったため、判断できなかった。

^{iv} 最近では武道史研究家の高橋賢氏が陳元贗を柔術の始祖とする考え方を否定し、有名人の名を借りた後人の虚構とする説を唱えておられるそうであるが、まだその著作などは未確認である。その一方で関口流抜刀術のHP(<http://www4.tokai.or.jp/iaido-sekiguchi/index.html> 最終閲覧日 H24.1.9)では16代宗家の静林氏の名前で陳元贗を流派の師として紹介している。この顛末は流派の由来書にあるそうだが、関口流開祖に柔術を伝えた人物が陳元贗であると名指しで書いてはいないことも述べられており、あくまで氏の推察である。

^v 四書は『論語』『孟子』『中庸』『大学』。五経は『易経』『書経』『詩経』『礼記』『春秋』。ただし、科挙の受験科目としては、唐代より『春秋左氏伝』を充てる。このため本文中の文字数も『春秋左氏伝』で数えている。また四書のうち『中庸』と『大学』は『礼記』と内容が重複する。

^{vi} 科挙は試験のサイクルが3年で一巡し、どの試験をいつ実施するかが干支で決まっている。万暦13年は辰年なので、この年に行われたのは会試と殿試である。直前の郷試はその前年に行うので、実際に陳元贗が受験したのは数え17歳のとき、ということになる。

^{vii} 『陳元贗の研究』には陳元贗と交友があった日蓮宗の元政上人の詩に「童年折桂南京地」という句があることを載せているが、南京で郷試を受験するのは江蘇省出身者である。「折桂」とは科挙の郷試に合格することだが、この詩句は陳元贗とかなり親しくしていた人物でさえ、出身地も科挙の合格程度もきちんと認識していなかったことを意味する。



第1図 双耳瓶 伝陳元贊

江戸時代(17世紀) (木村定三コレクション) 愛知県美術館蔵

63p 本文 27 行目文末 誤：(空白) → 正：「(注)■は判読不明な文字を表す。」を追加。

73p 画像とキャプションを以下に差し替え。

第 1 図 双耳瓶 元糞焼 江戸時代 17 世紀 高 29.2 cm 愛知県美術館(木村定三コレクション)



正面



裏面